

倉吉市上下水道局告示第20号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定による給水装置工事業の廃止する旨の届出があったので、倉吉市水道事業指定給水装置工事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和4年8月26日

倉吉市長 広田 一恭

1 給水装置工事業の廃止する倉吉市水道事業指定給水装置工事業者

指定番号 第90号

所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久見178番地の2

名称 有限会社 前嶋組

代表者 代表取締役 前嶋 辰雄

2 廃止した日

令和4年8月22日